

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	供給設備の基準適合の命令		
根拠法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)	(条項)第 16 条の 2 第 2 項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】 未設定</p> <p>※ 根拠条項（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 16 条の 2 第 2 項）の規定上明らかであるため。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 37